

世田谷清掃工場建替事業 環境影響評価書案説明会

11月1日(金) 午後7時00分 ~ 午後8時30分

11月2日(土) 午前10時00分 ~ 午前11時30分

午後2時00分 ~ 午後3時30分

会場：世田谷清掃工場3階 見学者説明室



東京二十三区清掃一部事務組合

これから、世田谷清掃工場建替事業に係る、環境影響評価書案の説明を始めます。

説明の内容

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合
- 2 建替事業の概要
- 3 環境影響評価手続き
- 4 環境影響評価書案の内容

はじめに、本事業の事業者であるわたくしども、「1. 東京二十三区清掃一部事務組合」についてご説明します。

次に、世田谷清掃工場の「2. 建替事業の概要」、その後「3. 環境影響評価手続き」、最後に本説明会の主題であります「4. 環境影響評価書案の内容」の順にご説明します。

説明の内容

1 東京二十三区清掃一部事務組合

2 建替事業の概要

3 環境影響評価手続き

4 環境影響評価書案の内容

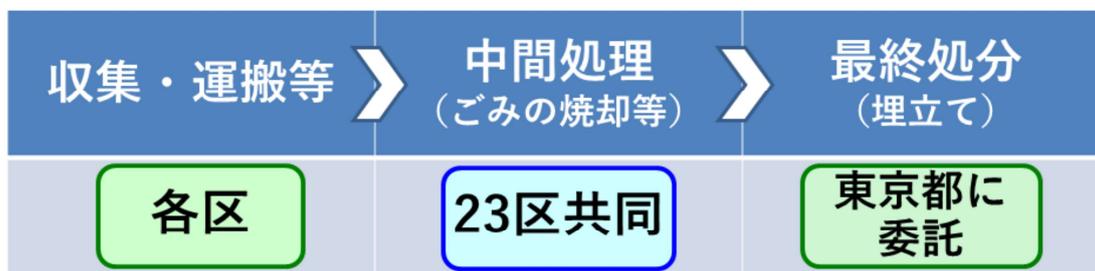
3

それでは、「1. 東京二十三区清掃一部事務組合」について、ご説明します。

以降の説明では「清掃一組」とさせていただきます。

1 東京二十三区清掃一部事務組合

23区の清掃事業について



東京二十三区清掃一部事務組合

23区の清掃事業は、ごみの収集・運搬、ごみの中間処理、ごみの最終処分の3つのステップがあります。

収集・運搬は各区が実施しております。

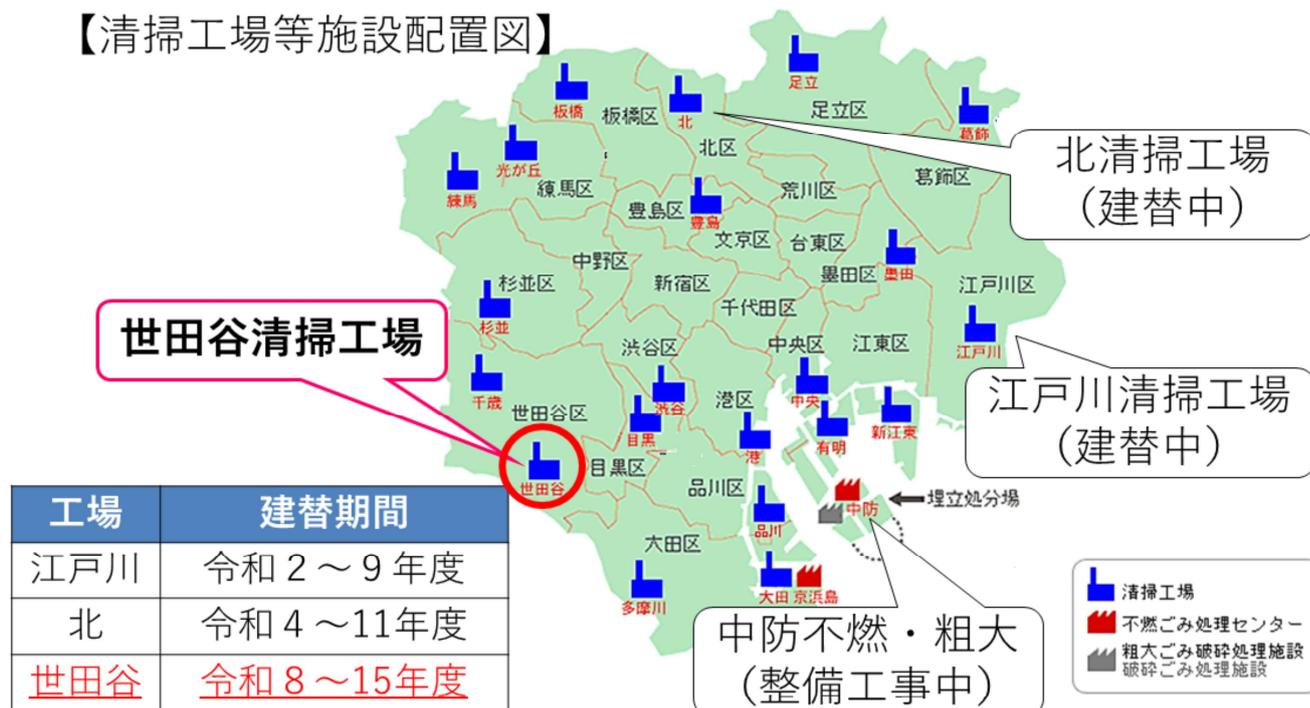
中間処理は、処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から23区が共同で処理しています。

「清掃一組」はこの共同処理を行うため、23区の総意により設置された特別地方公共団体です。

なお、最終処分は、23区と清掃一組が、処分場を設置、管理している東京都に委託して実施しています。

1 東京二十三区清掃一部事務組合

【清掃工場等施設配置図】



※予測条件は令和8～14年度

23区内には清掃工場が22施設あります。清掃工場以外にも不燃ごみ処理センターが2施設、粗大ごみの処理施設が1施設あります。

清掃工場は、今後10年以内に約半数の工場が耐用年数を迎え、建替えなどの整備が必要となります。

23区のごみの共同処理を行うため、建替えや整備中の工場を近隣の工場で補いながら、今後も同時に複数の工場を整備していく計画です。

現在は、江戸川清掃工場と、北清掃工場が建替工事を行っています。

世田谷清掃工場の建替期間については、建替計画では、令和8年度から令和14年度とさせていただいておりましたが、建設業全体の働き方改革による影響を考慮し、令和8年度から令和15年度までに変更いたします。

なお、この後、ご説明いたします環境影響の予測につきましては、令和8年度から令和14年度までとして評価を行っています。

説明の内容

1 東京二十三区清掃一部事務組合

2 建替事業の概要

3 環境影響評価手続き

4 環境影響評価書案の内容

6

それでは、「2. 建替事業の概要」について、ご説明します。

2 建替事業の概要

【現工場と新工場の比較】

		現工場	新工場（予定）
施設規模	焼却炉	300トン/日 (150トン/日×2炉)	600トン/日 (300トン/日×2炉)
	灰溶融炉	120トン/日 (60トン/日×2炉)	—
発電機出力		6,750kW	約19,000kW
建物最高高さ		約31 m	約37 m
煙突高さ		約100m	約100m

7

令和4年8月に世田谷清掃工場建替計画を決定し、具体的な検討を進めてきました。

清掃工場の建替えが続く状況においても、効率的で安定した全量処理体制を確保するため、処理量を1日あたり600トンとした工場を計画しています。

なお、現在休止中の灰溶融炉については、スラグ需要の見通しや、溶融処理に係るコスト面などを考慮し、建替えに合わせて廃止します。

発電機に関しては、約19,000kW(キロワット)の高効率発電機の設置を計画しています。

建物の最高高さに関しましては、施設規模に応じて建物が大きくなることや掘削量を抑制するため、建物の最高高さの一部を約37mとする計画としています。

なお、煙突は現状と同程度の高さとしています。

2 建替事業の概要

【新施設構内動線(予定)】



※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

8

こちらは工場内の車両の走行ルートとなります。

これまでどおり、清掃車両は工場北側から左折入場し、工場南側から左折退場するルートとなります。

渋滞対策として、工場敷地内を一周できる車線を複数用意することで、敷地外へ車両が並ぶことのないようにします。

また、工場棟東側の車道は、建物の下を通過する造りを計画しており、敷地の有効活用を図ります。

2 建替事業の概要

【外観イメージ図】



こちらが、新設する工場のイメージ図です。
計画段階の想定であり、契約後の実施設計では変わることがあります。
煙突は、現在のデザインを継承したものといたします。

【環境影響評価書案説明会とは】

事業説明会	第1回 第2回 第3回	令和3年	10月1日 10月2日 10月2日
建替計画（素案） 説明会	第1回 第2回 第3回	令和4年	5月28日 5月29日 5月29日
<u>環境影響 評価書案説明会</u>	<u>第1回</u> <u>第2回</u> <u>第3回</u>	<u>令和6年</u>	<u>11月1日</u> <u>11月2日</u> <u>11月2日</u>

※その他、世田谷区や地域代表者との協議会を開催しております

10

これまで、清掃一組は世田谷清掃工場の建替事業についてご理解、ご協力をいただくため、自主的な説明会として、事業説明会や建替計画(素案)説明会などを開催してきました。

今回の環境影響評価書案説明会につきましては、「東京都環境影響評価条例」にて定められた説明会になります。

この条例の手続きについてご説明します。

説明の内容

1 東京二十三区清掃一部事務組合

2 建替事業の概要

3 環境影響評価手続き

4 環境影響評価書案の内容

それでは、「3.環境影響評価手続き」について、ご説明します。

3 環境影響評価について

『東京都環境影響評価条例』

大規模な事業の実施にあたり…

環境に与える影響を予測・評価する

都民や関係自治体などの意見を聴く



環境影響への配慮

12

環境影響評価とは、「東京都環境影響評価条例」に定められた
手続です。

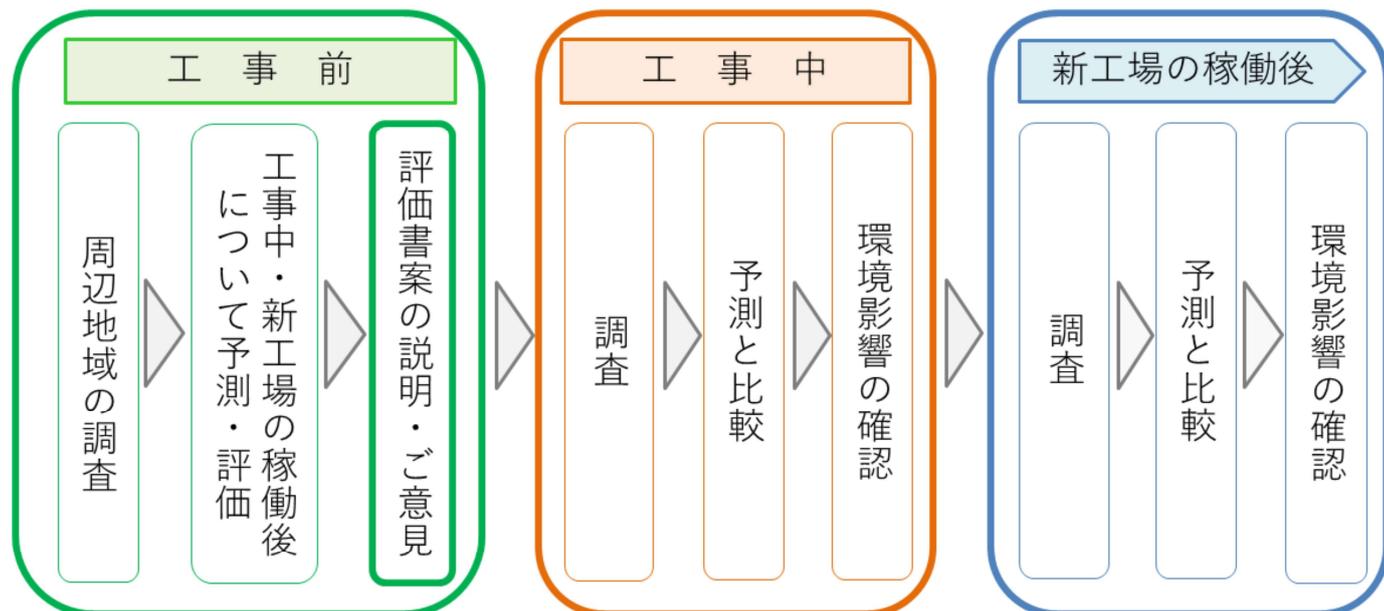
大規模な開発事業などを実施する際、あらかじめ、その事業が
環境に与える影響を予測、評価します。

その内容は、都民の皆様や関係自治体などの意見を聴くと共に
、専門的立場から審査されます。

この一連の手続きにより、事業実施による環境への影響をでき
るだけ少なくしていきます。

3 環境影響評価について

【環境影響評価の流れ】



13

【環境影響評価の流れ】です。

「工事前」として、予測・評価のベースとなる周辺地域の調査を令和4年度から令和5年度にかけて行い、調査結果を基に工事中と新工場の稼働後で、環境への影響がどのようになるか、予測・評価を行いました。

本日はこの予測・評価した内容についてご説明します。

工事が始まる令和8年度頃からは予測に対して、実際の影響を確認していきます。

「工事中」として項目ごと、影響が最大となる時期に調査を実施します。

「新工場の稼働後」では、稼働後一年間かけて調査します。

それぞれの項目について調査結果を予測と比較をすることで、環境への影響を確認します。

説明の内容

1 東京二十三区清掃一部事務組合

2 建替事業の概要

3 環境影響評価について

4 環境影響評価書案の内容

それでは、「4.環境影響評価書案の内容」について、ご説明します。

4 環境影響評価書案の内容

【選定した予測評価項目：11項目】

 工事中及び新工場の稼働後

大気汚染

騒音・振動

地盤

水循環

廃棄物

 工事中のみ

土壌汚染

 新工場の稼働後のみ

悪臭

日影

電波障害

景観

温室効果ガス

先ほど、事業が環境に与える影響を予測・評価するとご説明しましたが、その項目は、東京都の条例で17項目定められています。

清掃一組では本事業が影響を与える可能性のある項目として17項目の中から11項目を選定しました。

上段の橙色の枠で示した大気汚染から廃棄物までの5項目は、工事中と新工場の稼働後の両方で、中段の緑色の点線枠で示した土壌汚染は、工事中のみ、下段の青色二重線の枠で示した悪臭から温室効果ガスの5項目は、新工場の稼働後のみ、予測評価を行います。

なお、予測においては環境影響評価の項目ごとに定める予測及び評価の方法に基づき、具体的な内容を定めています。

①大気汚染

工事中及び新工場の稼働後

16

それでは、11の予測評価項目について、順にご説明します。
1つ目は大気汚染です。

① 大気汚染

時期	予 測 事 項	
工事中	建設機械の排出ガス	
	工事用車両の排出ガス	
新工場の稼働後	工場の煙突排出ガス	
	ごみ収集車両等の排出ガス	

大気汚染は、工事中と新工場の稼働後の両方で予測を行いました。

工事中は、建設機械の排出ガスと工事用車両の排出ガス、新工場の稼働後は、工場の煙突排出ガスとごみ収集車両等の排出ガスを対象とし、これらによる大気汚染の影響を予測しました。

① 大気汚染（工事中）

【建設機械の排出ガス対策】



排出ガス対策型建設機械の採用



仮囲い（高さ3 m程度）の設置

はじめに、工事中の大気汚染対策について、説明します。

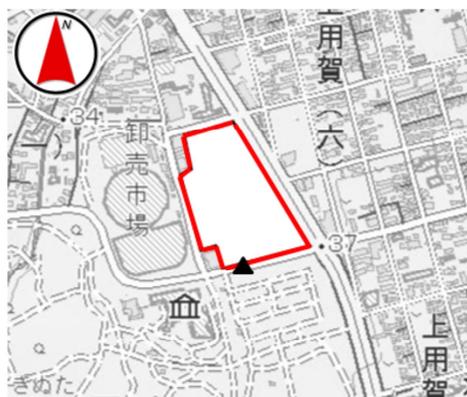
建設機械の排出ガス対策として、国土交通省が指定する排出ガス対策型の建設機械を採用します。

さらに敷地境界に高さ3 m程度の仮囲いを設置します。

以上の対策を踏まえて、予測評価を行いました。

① 大気汚染（工事中）

【建設機械の排出ガス予測】



-  敷地境界
-  最大濃度地点

< 敷地境界における濃度 >

物質	予測濃度	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.035	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.043	0.06以下

環境基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

19

工事中の建設機械の排出ガスによる大気汚染の影響の予測です。

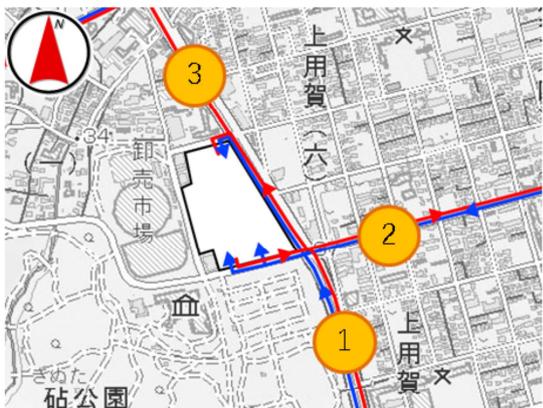
左側に工場の地図がありますが、赤線で囲った敷地境界での濃度を予測しました。

予測物質は、建設機械のエンジンから排出される浮遊粒子状物質と二酸化窒素です。

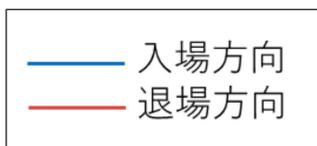
最大濃度地点における予測濃度は、いずれも環境基準を下回る結果となりました。

① 大気汚染（工事中）

【工事用車両の排出ガス予測】



物質	地点	予測濃度	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	①	0.029	0.10以下
	②	0.029	
	③	0.029	
二酸化窒素 (ppm)	①	0.039	0.06以下
	②	0.034	
	③	0.038	



環境基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

次に工事用車両の排出ガスによる影響の予測です。

予測地点は工事用車両が通る環状八号線の南側の地点①と北側の地点③、環状八号線に交差する用賀七条通りの地点②の計3か所としました。

また、予測物質は建設機械と同じく浮遊粒子状物質及び二酸化窒素です。

予測の結果、地点①②③共に、予測濃度は環境基準を下回る結果となりました。

① 大気汚染（工事中）

【その他の大気汚染対策】



シート等による粉じん対策



工事現場、工事用道路への散水



土砂等シート養生



工事用車両のタイヤ洗浄の実施

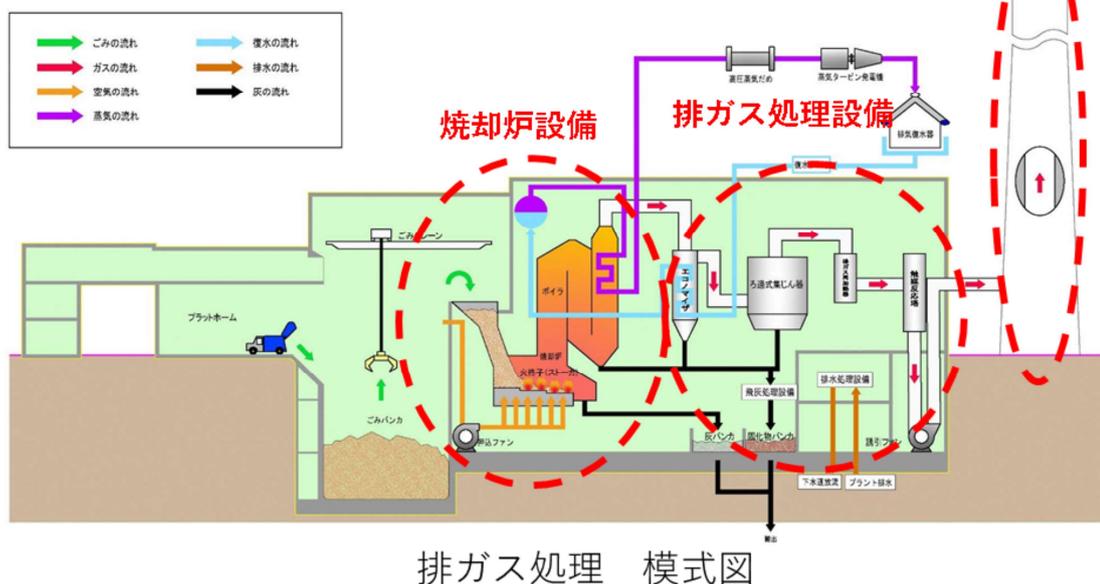
その他、大気汚染対策として実施する対策を紹介します。

工事現場及び工事用道路にはシート等による養生や散水を行います。

また、出口付近では工事用車両のタイヤ洗浄などを行い、粉じんの飛散及び発生防止に努めます。

① 大気汚染（新工場の稼働後）

【新工場の排出ガス対策】



続いて、新工場の排出ガス対策についてご説明します。

清掃工場では、有害物質の低減対策を行っています。

焼却炉設備ではごみを800℃以上の高温で安定的に燃やすことで、ダイオキシン類等の有害物質の発生を抑えます。

次に、排ガス処理設備では排ガス中の有害物質を集じん器で取り除いたり、触媒を利用して分解・無害化して、排出ガスを綺麗にします。

最後に、煙突では排出ガスを約100mの高さから大気へ放出させています。

① 大気汚染（新工場の稼働後）

【新工場の煙突排出ガス】

物質	予測濃度※	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.04以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.031	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.033	0.06以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.014	0.6以下
塩化水素 (ppm)	0.0008	0.02以下
水銀 (μg/m ³)	0.0020	0.04以下

全ての物質で環境基準等を下回る

※地表付近での最大予測濃度

23

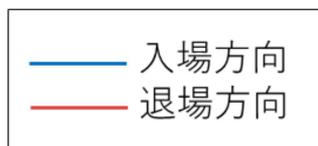
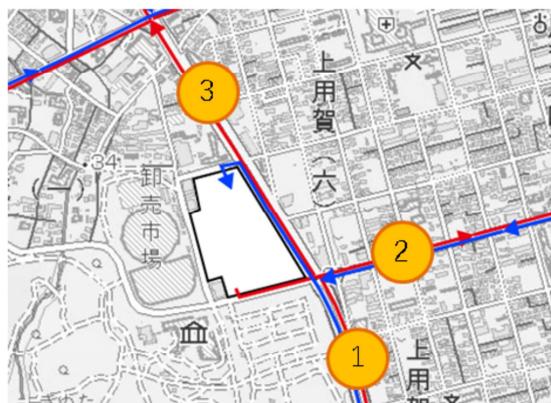
以上の対策を踏まえ、新工場の稼働後の大気汚染の予測結果についてご説明します。

表示している数値は、煙突から出た物質が、地表付近に降りたときに濃度が最大となると予想される地点の予測濃度です。

ご覧のとおり、すべての物質で予測濃度は環境基準等を下回る結果となりました。

① 大気汚染（新工場の稼働後）

【ごみ収集車両等の排出ガス】



物質	地点	予測濃度	環境基準
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	①	0.029	0.10以下
	②	0.029	
	③	0.029	
二酸化窒素 (ppm)	①	0.037	0.06以下
	②	0.034	
	③	0.036	

環境基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

続いて、新工場稼働後のごみ収集車両等の排出ガスによる影響です。

予測地点は、工事用車両の予測地点と同一としました。

地点①②③共に、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、環境基準を下回る結果となりました。

②騒音・振動

工事中及び新工場の稼働後

25

次に、騒音・振動です。

② 騒音・振動

時期	予 測 事 項	
工事中	建設機械の騒音・振動	
	工事用車両の騒音・振動	
新工場の稼働後	工場の稼働に伴う騒音・振動	
	ごみ収集車両等の騒音・振動	

26

工事中と新工場の稼働後の両方で予測を行いました。

工事中は、「建設機械の騒音・振動」と「工事用車両の騒音・振動」、

新工場の稼働後は、「工場の稼働に伴う騒音・振動」と「ごみ収集車両等の騒音・振動」を予測しました。

② 騒音・振動（工事中）

【工事施工中の騒音・振動対策】



低騒音型建設機械の採用



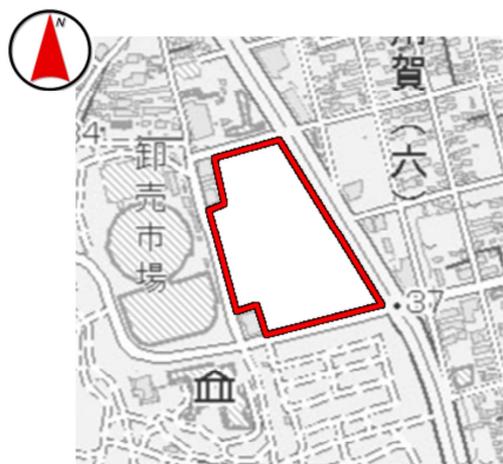
仮囲い(高さ 3 m程度)の設置

はじめに、工事中の建設機械の対策について説明します。
建設機械の騒音対策として、可能な限り低騒音型の建設機械を採用します。
さらに、敷地境界に高さ3m程度の仮囲いを設置します。
以上の対策を踏まえて、予測評価を行いました。

② 騒音・振動（工事中）

【建設機械の騒音・振動（解体工事）】

単位：dB



敷地境界

騒音	地点	予測値	規制基準
	北側	65	85
	東側	71	
	南側	71	
	西側	76	

振動	地点	予測値	規制基準
	北側	46	75
	東側	55	
	南側	55	
	西側	61	

規制基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

解体工事中の建設機械の騒音・振動です。
 予測は敷地境界の東西南北4方向で行いました。
 騒音、振動共に西側で最大となりましたが、予測値は、規制基準を下回る結果となりました。

② 騒音・振動（工事中）

【建設機械の騒音・振動（建設工事）】

単位：dB



敷地境界

騒音	地点	予測値	規制基準
	北側	66	80
	東側	76	
	南側	71	
	西側	80	

振動	地点	予測値	規制基準
	北側	41	70
	東側	59	
	南側	59	
	西側	68	

規制基準を満足する

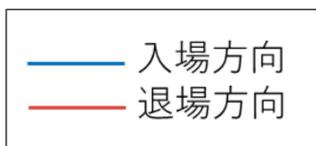
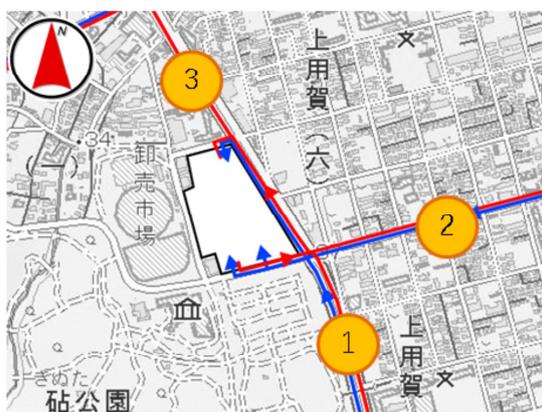
※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

続いて、建設工事中の建設機械の騒音・振動です。
 解体工事と同じく、敷地境界の東西南北4方向で行いました。
 騒音、振動共に西側で最大となりましたが、予測値は、規制基準を満足する結果となりました。

② 騒音・振動（工事中）

【工事用車両の騒音・振動】

単位：dB



騒音

地点	現況値	予測値	環境基準
①	68 (68.4)	69 (68.6)	70
②	<u>62</u> (<u>62.4</u>)	<u>64</u> (<u>63.5</u>)	60
③	<u>71</u> (<u>71.0</u>)	<u>71</u> (<u>71.1</u>)	70

環境基準を上回るが影響は小さい

振動(昼間)

地点	現況値	予測値	規制基準
①	47 (47.4)	48 (47.6)	60
②	40 (40.2)	42 (42.3)	
③	54 (53.7)	54 (53.8)	

規制基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

30

次に、工事用車両の騒音・振動です。

予測地点は、工事用車両が通る環状八号線の南側の地点①と北側の地点③、環状八号線に交差する用賀七条通りの地点②の計3か所としました。

予測にあたっては、工事用車両と一般車両を合わせた、走行車両全体の騒音・振動としました。

騒音の地点①については、現況値、予測値共に環境基準を下回る結果となりました。

地点②については現況値、予測値共に環境基準を上回っており、予測値は1.1dB(デシベル)の増加となりました。

地点③については現況値、予測値共に環境基準を上回っていますが値は同程度となりました。

したがって、現況値に対して予測値が一定程度の増加に収まっていることから、工事用車両が与える影響は小さいと考えます。

振動については、地点①②③共に規制基準を下回る結果となりました。

② 騒音・振動（新工場の稼働後）

【新工場の稼働に伴う騒音・振動対策】



サイレンサーの設置



吸音材・防振ゴム

続いて、新工場の稼働後の対策について説明します。

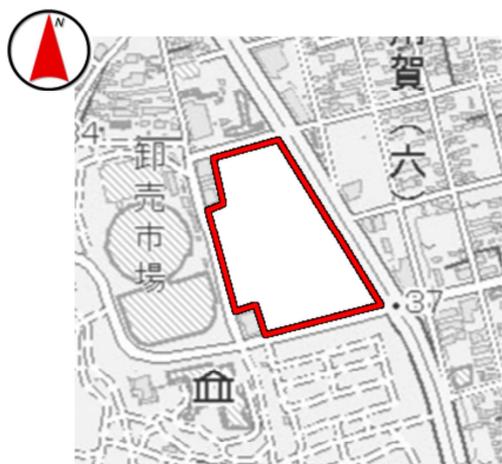
騒音が発生する機器はサイレンサーの設置や周辺の壁に吸音材の施工等を行い騒音の発生を抑制します。

また、振動が発生する機器は防振ゴムの施工等を行い、振動の発生を抑制します。

② 騒音・振動（新工場の稼働後）

【新工場の稼働に伴う騒音・振動】

単位：dB



敷地境界

騒音	地点	予測値	規制基準
	北側	38	60
	東側	46	
	南側	40	
	西側	48	

振動	地点	予測値	規制基準
	北側	25未満	65
	東側	26	
	南側	25未満	
	西側	27	

規制基準を下回る

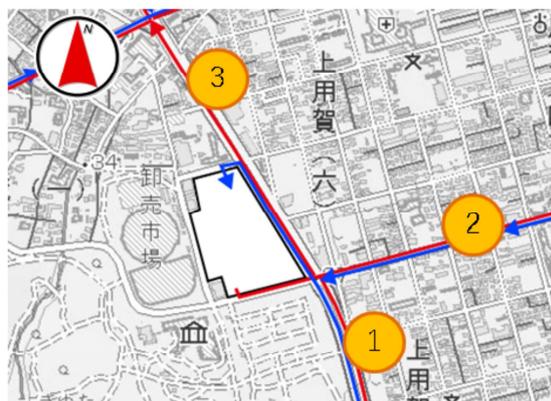
※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

新工場の稼働に伴う騒音・振動の予測結果です。
敷地境界の東西南北4方向で予測しました。
騒音・振動共に、西側で最大となりましたが、予測値は、規制基準を下回る結果となりました。

② 騒音・振動（新工場の稼働後）

【ごみ収集車両等の騒音・振動】

単位：dB



— 入場方向
— 退場方向

騒音

地点	現況値	予測値	環境基準
①	68 (68.4)	69 (68.5)	70
②	62 (62.4)	64 (63.7)	60
③	71 (71.0)	71 (71.0)	70

環境基準を上回るが影響は小さい

振動(昼間)

地点	現況値	予測値	規制基準
①	47 (47.4)	48 (47.5)	60
②	39 (39.2)	43 (42.9)	
③	54 (53.7)	54 (53.8)	

規制基準を下回る

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

33

ごみ収集車両等の騒音・振動です。

予測地点は、工事用車両の予測地点と同一としました。

予測にあたっては、ごみ収集車両等と一般車両を合わせた、走行車両全体の騒音・振動としました。

騒音の地点①については、現況値、予測値共に環境基準を下回る結果となりました。

地点②については、現況値、予測値共に環境基準を上回っており、予測値は1.3dB(デシベル)の増加となりました。

地点③については現況値、予測値共に環境基準を上回っておりますが値は同じとなりました。

したがって、現況値に対して予測値が一定程度の増加に収まっていることから、ごみ収集車両等が与える影響は小さいと考えます。

振動については、地点①②③共に規制基準を下回る結果となりました。

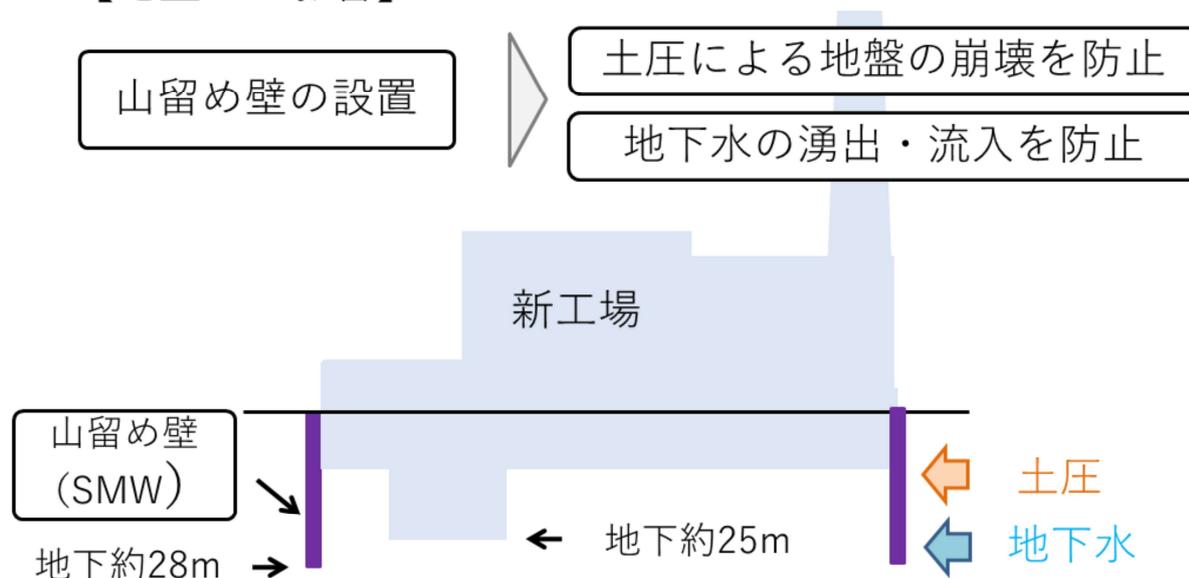
③地盤

工事中及び新工場の稼働後

次に、地盤です。

③ 地盤（工事中及び新工場の稼働後）

【地盤への影響】



35

こちらは、新しい世田谷清掃工場の断面図のイメージです。

新しい工場では、深いところで地下約25mまで掘削する計画としています。

工場棟周囲に、地下深くまで山留め壁と呼ばれる、壁を作ります。

この工法は強度や止水性が高く、地下掘削時に一般的に広く使われる工法で、十分に地盤の安定性を確保できます。

このような対策を講じ、土の圧力による地盤の崩壊や地下水が湧き出ることを防ぎます。

④水循環

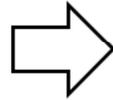
工事中及び新工場の稼働後

次に、水循環です。

④ 水循環（工事中及び新工場の稼働後）

【地下水への影響（工事中）】

山留め壁の設置

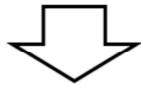


地下水の湧出・流入を防止

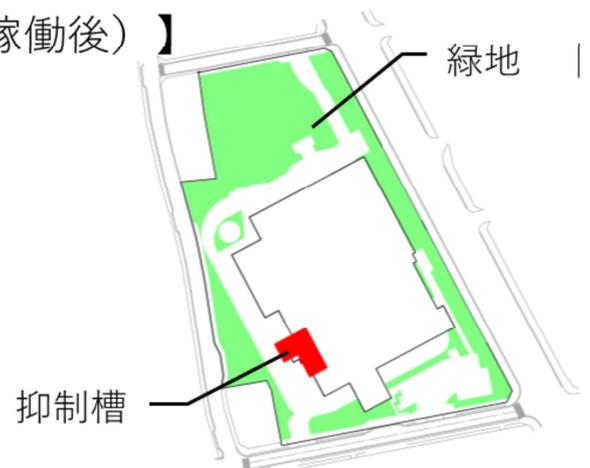
【雨水流出による影響（新工場の稼働後）】

雨水流出抑制槽の設置

緑地による雨水の浸透



雨水の急激な流出を軽減



37

はじめに、工事中の地下水への影響です。

工事中には、先ほど地盤で説明した山留め壁を設置し、掘削部分からの、地下水が湧き出ることを極力防止します。

地下部の工事中は地下水位の観測を行っていきます。

次に、新工場の稼働後は、工場棟の地下に雨水を一定量貯留する雨水流出抑制槽を設置します。

また、敷地内の緑化を行うことで、雨水を地中へ浸透させます。

これらの対策により、工場敷地から周辺への雨水の急激な流出を軽減します。

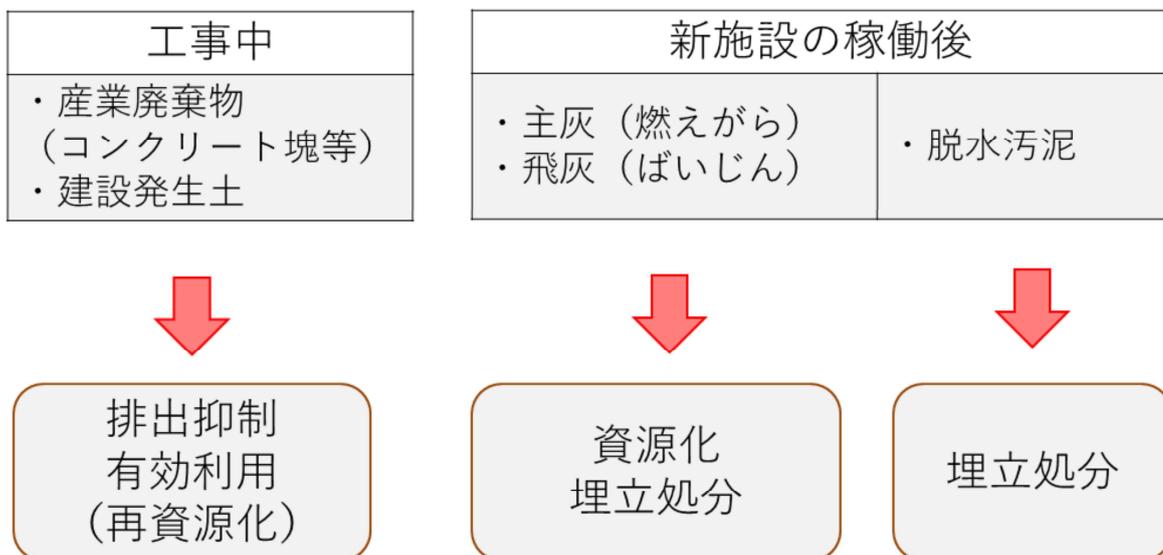
⑤廃棄物

工事中及び新工場の稼働後

次に、廃棄物です。

⑤ 廃棄物（工事中・新工場の稼働後）

【排出する廃棄物等】



39

工事中は、解体工事などで発生する産業廃棄物と、土の掘削による建設発生土の排出を抑制し、再資源化等の有効利用を図ります。

新工場の稼働後は、ごみの焼却で発生する灰の一部をセメント原料化等による資源化を図り、最終処分量の削減に努めます。

残りの灰や汚水処理で発生する脱水汚泥は埋立処分します。

⑥ 土壌汚染

工事中

次に、土壌汚染です。

⑥ 土壌汚染（工事中）

時期	予 測 事 項
工 事 中	土壌中の有害物質等の濃度
	地下水への溶出の可能性の有無
	新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無

土壌汚染については、工事中のみ、予測をしています。

予測事項は3つ、土壌中の有害物質等の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無です。

⑥ 土壌汚染（工事中）

【土壌中の有害物質等の濃度】（含有量調査、ガス）



はじめに、土壌中の有害物質等の濃度です。

表層土の土壌調査として含有量調査を37地点で行い、ガスによる調査として油庫周りの2地点で行いました。

調査物質は、表に記載の11項目で全て基準値以下になりました。

⑥ 土壌汚染（工事中）

【土壌中の有害物質等の濃度】（溶出量調査）



土壌調査物質

カドミウム
六価クロム
シアン化合物
総水銀
セレン
鉛
砒素
ふっ素
ほう素
PCB

全て基準値※以下

※東京都環境確保条例及び環境基準

43

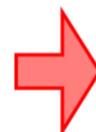
また、土壌調査の溶出量調査を同じ地点で行いました。
調査物質は、表に記載の10項目で全て基準値以下になりました。

⑥ 土壌汚染（工事中）

【土壌中の有害物質等の濃度】（地下水の水質調査）



地下水調査物質	カドミウム
	六価クロム
	シアン化合物
	総水銀
	セレン
	鉛
	砒素
	ふっ素
	ほう素
	PCB
	ベンゼン
	ダイオキシン類



全て基準値※以下

※東京都環境確保条例及び環境基準

次に、地下水質の調査を4地点で行いました。

調査物質は、表に記載の12項目で全て基準値以下になりました。

今後、解体工事を行う際には、関係法令に基づき、現工場が建っている範囲も含めて、調査を実施します。

⑦悪臭

新工場の稼働後

次に、悪臭です。

⑦ 悪臭（新工場の稼働後）

時期	予 測 事 項
新工場 の稼働 後	敷地境界の臭気指数
	煙突排出口の臭気排出強度
	排出水の臭気指数

悪臭は、新工場の稼働後の予測をしています。

予測事項は、敷地境界の臭気指数、煙突排出口の臭気排出強度、排出水の臭気指数の3つです。

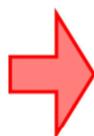
これらは、人の嗅覚を用いて臭気の程度を測定します。

⑦ 悪臭（新工場の稼働後）

【臭気漏れ対策】



ごみバンカ等の
空気



燃焼用空気として利用

脱臭装置を稼働

47

はじめに、工場の悪臭防止対策についてご説明します。

まずは、臭気漏れ対策です。

左の写真はごみを貯めるごみバンカへ通じるプラットフォームの写真です。

ごみ収集車が来ると自動扉が開き、さらに、エアカーテンで白い矢印のように空気の壁を作ることによって、臭気が外へ漏れるのを防ぎます。

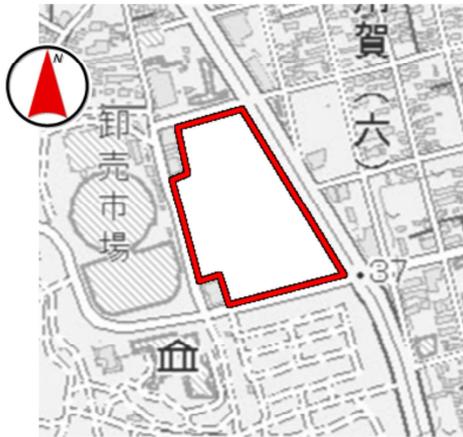
右の写真はごみバンカへごみを投入するためのバンカゲートの写真です。

ごみバンカやプラットフォーム内の空気は焼却炉の燃焼用空気として使用しますので、燃焼によって臭気を分解することで、臭気が外へ漏れるのを防ぎます。

焼却炉が停止している間は、脱臭装置を稼働させてごみバンカの空気を処理し、臭気が外へ漏れるのを防ぎます。

⑦ 悪臭（工事の完了後）

【臭気による影響】



敷地境界

規制基準を下回る

敷地境界の臭気指数	
予測結果	規制基準
10未満	12

煙突排出口の臭気排出強度 (m ³ N/min)		
対象	予測結果	規制基準
焼却設備	2.4 × 10 ⁶	240 × 10 ⁶
脱臭装置	3.0 × 10 ⁵	27 × 10 ⁶

排出水の臭気指数	
予測結果	規制基準
14	28

※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

臭気による影響の予測結果です。

規制される項目は、敷地境界の臭気指数、煙突排出の臭気排出強度、排出水の臭気指数の3点がありますが、全てにおいて基準値を下回る結果となりました。

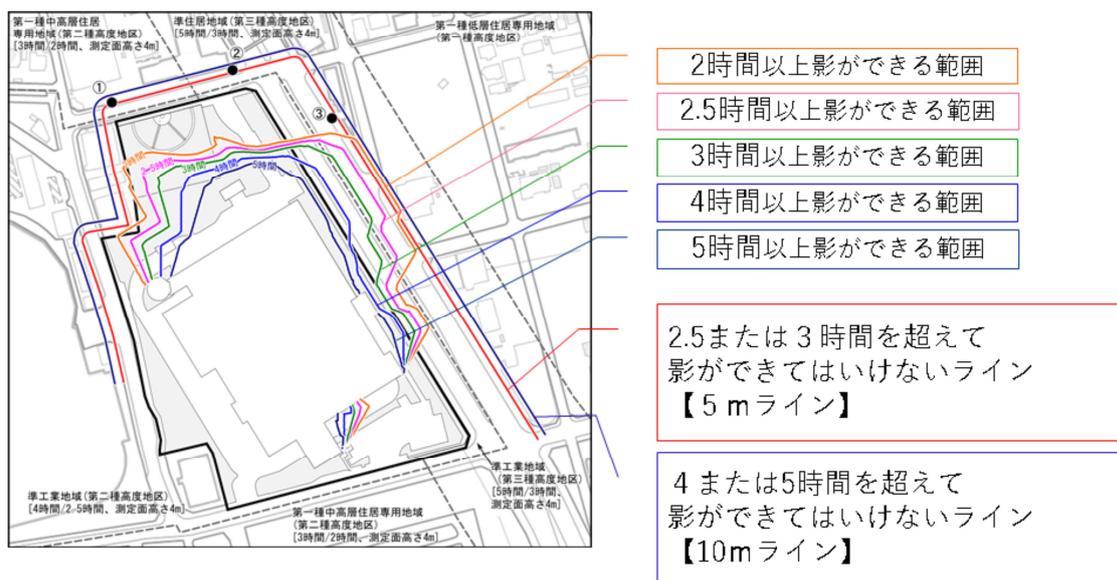
⑧ 日影

新工場の稼働後

次に、日影(にちえい)です。

⑧ 日影（新工場の稼働後）

【日影による影響（冬至日）】



※1 環状八号線からの距離で規制が異なる

※2 煙突は日影規制の対象外

50

日影は、影が一番長くなる冬至日を基準に予測を行いました。

図は冬至の日の日影図です。

新工場の煙突を除く建物によって2時間以上影ができる範囲から5時間以上影ができる範囲と2.5または3時間を超えて影ができてはいけない5mライン、4または5時間を超えて影ができてはいけない10mラインとなります。

環状八号線からの距離で日影規制が異なるため、このような図となります。

規制対象となる影の範囲は、ほぼ工場の敷地内に収まっています。

なお、煙突については、既存のものと高さや位置もほとんど変わりません。

⑨電波障害

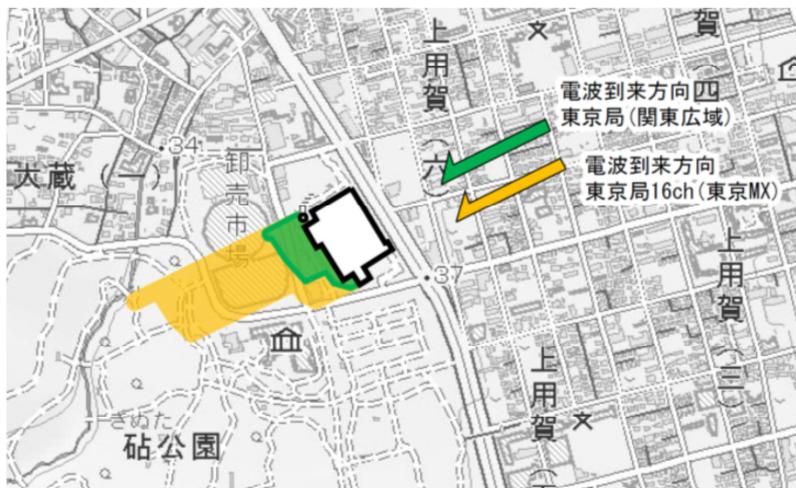
新工場の稼働後

次に、電波障害です。

⑨ 電波障害（新工場の稼働後）

【テレビ電波への影響】

<地上デジタル波>



新工場

煙突の高さは同程度
影響範囲は主に公園



受信障害が
明らかになった場合
原因調査・対策

この図は、地上デジタル波における、障害の予測範囲を示したものです。

新工場の高さは、現工場より高くなりますが、このことによる影響範囲は砧公園までに限定されます。

なお、工事完了後に清掃工場による受信障害が明らかになった場合は、適切に対応いたします。

⑩ 景観

新工場の稼働後

次に、景観です。

⑩ 景観（新工場の稼働後）

【東西南北の眺望地点からの景観】



現工場（北西）



新工場（北西）



現工場（北東）



新工場（北東）



現工場（南西）



新工場（南西）



現工場（南東）



新工場（南東）

※計画段階の外観イメージ図です。

新工場の稼働後の景観です。

工場周辺の代表的な眺望として4地点を選定しました。

それぞれ、左が現工場、右が新工場のイメージです。

新工場については、世田谷区の風景づくり条例及び風景づくり計画に基づいた色彩や形状とすることで「世田谷らしい景観」を目指します。

⑪ 温室効果ガス

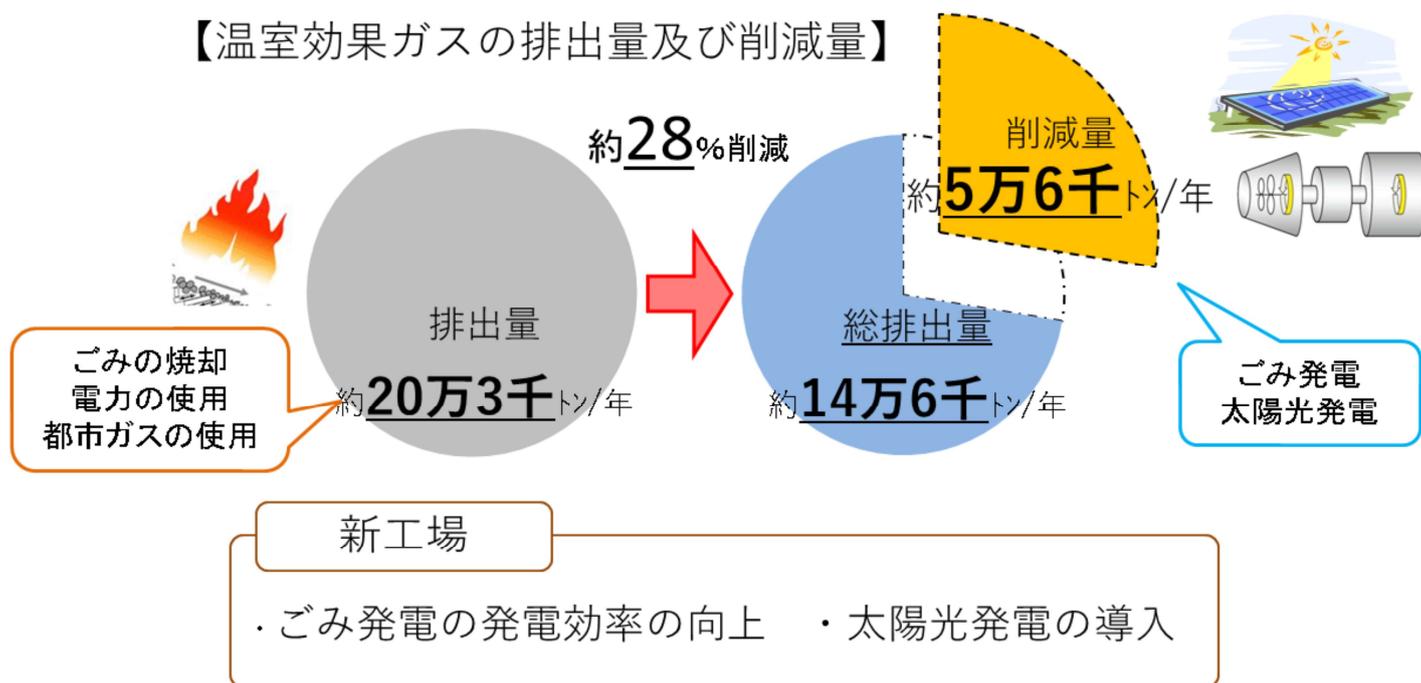
新工場の稼働後

55

最後に、温室効果ガスです。

⑪ 温室効果ガス（新工場の稼働後）

【温室効果ガスの排出量及び削減量】



※ 排出量及び削減量は二酸化炭素換算値とする

56

新工場が稼働した場合、ごみの焼却や電力、ガスの使用などにより、二酸化炭素などの温室効果ガスが、年間約20万3千トン排出されると予測しました。

一方、新工場では、ごみを焼却した際の発電効率が高まります。

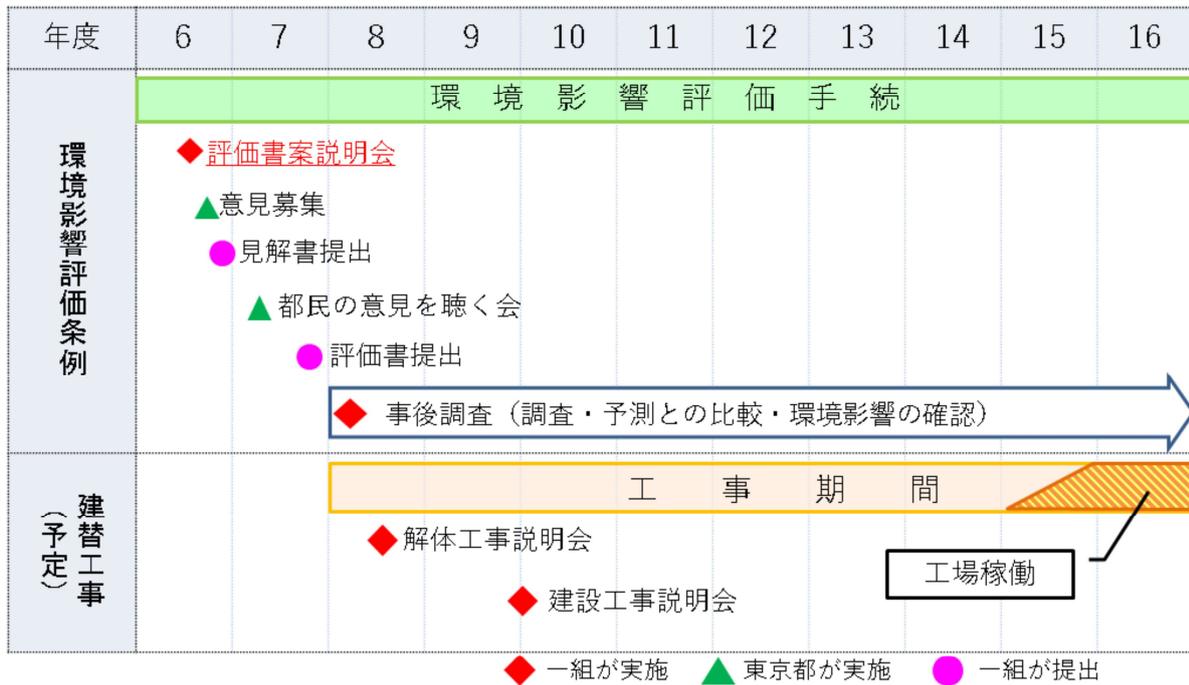
太陽光発電を加えた温室効果ガスの排出削減量は年間約5万6千トンと予測し、削減量を見込んだ総排出量は、年間約14万6千トンとなる計算です。

さらに、構内緑化などに取り組み、一層の温室効果ガスの削減を図ります。

予測評価項目として選定した11項目の説明は以上となります。

清掃一組では、これまでご説明いたしました環境への対策を行うことで、本事業による工事中とその後の新工場の稼働による環境負荷への影響を抑えてまいります。

【今後のスケジュール】



57

最後にご案内として、今後のスケジュールについてご説明します。

本日は、こちらのスケジュール表の一番左上、「評価書案説明会」になります。

今後、東京都において、都民の皆様や関係自治体からの「意見募集」が行われます。

ご意見に対して清掃一組で、評価書案に係る「見解書」をまとめ東京都に提出し、公示、縦覧が行われます。

評価書案等について意見を述べたいというご希望があった場合、東京都が「都民の意見を聴く会」を開催します。

そのご意見を反映して、清掃一組が「評価書」を東京都に提出します。

工事期間中には「事後調査」として、調査や環境影響の確認を行います。

なお、工事着工の前には、解体工事の内容について「解体工事説明会」を開催します。

建設工事の前には、建設工事の内容について「建設工事説明会」を開催します。

ご清聴ありがとうございました

お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合
建設部 計画推進課

03 - 6238 - 0915

(東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館12階)



東京二十三区清掃一部事務組合

以上で説明を終わります。
ご清聴ありがとうございました。